

リーマン・ブラザーズ証券株式会社の民事再生手続開始の申立てに伴う対応について

平成 21 年 1 月 27 日
株式会社ほふりクリアリング

1. 債務引受停止等の措置の実施

平成 20 年 9 月 16 日 一般振替DVP制度の参加者であるリーマン・ブラザーズ証券株式会社について、業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないおそれがあると認められたことから、業務方法書第 82 条第 1 項の規定に基づき、同日 7 時 3 分以降の同社を当事者とする債務引受停止等の措置を実施した。¹

2. 同社参加者決済額に係る支払債務の不履行

平成 20 年 9 月 16 日 同日午後、同社が民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、同日の参加者決済額に係る支払債務を履行できないことが確定したことから、業務方法書第 69 条第 1 項の規定に基づき、参加者基金の取崩しによる資金調達を行い、差引受取参加者に対する支払債務を履行した。

3. 受入予定証券の処分

平成 20 年 9 月 17 日 同日以降、同社に係る受入予定証券（同社への引渡しが予定されていた証券）について、業務方法書第 86 条の規定に基づき、金融商品市場における売却を実施した。

4. 参加者基金預託残高の回復

平成 20 年 9 月 22 日 業務方法書第 56 条第 2 項の規定に基づき、受入予定証券の売却により得られた金銭をもって、取り崩した参加者基金預託残高の回復を行った。なお、当該処置により、参加者基金預託残高は、参加者基金所要総額である 150 億円を回復した。

5. 参加者資格の喪失

平成 20 年 10 月 7 日 同社からの清算資格喪失申請を受け、同社の清算資格を取り消した。

以 上

¹ 金融庁は 9 月 15 日、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 7 号に該当するとして同社に対し業務停止命令を出している。